

本論文は

世界経済評論 2018年7/8月号

(2018年7月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン販売

中国“一带一路”構想推進と 国際投資仲裁

麗澤大学外国学部教授 梶田 幸雄

かじた ゆきお 麗澤大学外国語学部教授，博士（法学）。専門は国際商事仲裁及び中国法。主な著書に、『中国対外経済戦略のリアリティー』（共著，麗澤大学出版会），『中国ビジネスのリーガルリスク』（単著，日本評論社），『中国国際商事仲裁の実務』（単著，中央経済社）など。

中国の“一带一路”構想は、貿易や投資面で大きく進展しており、中国は、今後5年間に沿線国・地区に1,500万ドルを投資すると表明している。これに伴って、中国企業と外国政府、中国政府と外国企業との間の投資紛争について、主にICSID条約による国際投資紛争解決法が見られ始めた。ところが、中国は、国際投資仲裁判断の執行に関してはニューヨーク条約を適用するとしており、そこで「公の秩序」（中国は「社会公共利益」という）が大きな問題となる。現状において中国でICSID仲裁の承認・執行を求めることは難しいと言わざるを得ない。国際商事仲裁判断の承認・執行を求めるよりもハードルが高いということになる。中国の理論、法制度は未整備である。今後、中国は、ICSIDや国際仲裁機関と協調して、国際投資仲裁に関する理論および立法を検討することが必要である。

はじめに

涉外民事法律制度は、市場における利害関係者の合法的権益を保護し、対等な関係を堅持するために必要な制度である。そこで、中国が沿線国との涉外民事法律制度を確立することは、中国企業が“一带一路”沿線国への投資を推進する際の法的リスクを軽減し、また、中国が外資導入する場合に外国投資者の信頼性を高めるためにも不可欠である。

このために中国は、沿線国との間で司法共助の約定をし、投資紛争が生じたときには、紛争を速やかに解決することも求められる。“一带一路”構想に関わる国際投資紛争解決について

は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（ICSID条約）および国家間の投資保護協定（BIT, Bilateral Investment Treaty）といった国際法秩序を適用することが求められる¹⁾。

中国は、今日までに131カ国とBITを締結している。また、1990年にICSID条約に署名し、1992年に同条約を全国人民代表大会で批准している。そして、中国は、批准に際して、国際社会との共存共栄の理念に従い、国際法秩序の遵守のための役割を担うと述べている。

“一带一路”構想を推進する上で、中国は国際投資紛争解決法にどのような姿勢で取り組もうとしているのか。このことは、“一带一路”関連プロジェクトの法的安定性を確保する上で

も重要な問題である。以下、この点について検討する。

I 中国企業の国際投資と中国の外資導入の現状

中国商務部は、2017年10月9日に“一带一路”経済貿易の進展状況についてのプレスリリースを行なった。商務部によると、投資関連では、主に以下の通りの進展がある。

2014年から2016年の3年間に中国企業の沿線国への累計投資額は500億ドルを超え、工事請負額は3,049億ドルとなった。2017年1~8月の直接投資額は85.5億ドル、工事請負額は845.1億ドルと対前年同期比21%増えている。農林開発、エネルギー資源、製造業、物流・運輸、インフラなどの多分野で中国が沿線国の主要投資先国となっている。新しい投資方式として、物流基地や販売サービス・メンテナンスセンターの運営などにBOTやPPP方式を採用している²⁾。

重要プロジェクトの進展も見られる。例えば、中国・ラオス高速鉄道建設、パキスタン・崑崙（コンロン）高速道路建設、カラチ高速道路建設のほか、ロシア、カザフスタン、ミャンマーなどの国との石油パイプライン建設・運営プロジェクトが進展している。

国外経済貿易合作区も大いに進展している。すでに24の沿線国に75カ所建設され、3,412の企業が入居している。

2017年5月14日に開催された“一带一路”国際合作首脳会議で提起された「“一带一路”貿易流通協力を推進する提案」では、中国は、今後5年間に沿線国・地区に1,500万ドルを投資すると表明した。

中国の外資導入については、2017年1-12月の間に成約したプロジェクト数は3万5,652件で対前年同期比27.89%増え、実際の外資利用金額は1,310.4億ドルにのぼっている³⁾。

II 中国関連の国際投資仲裁の現状

上述のように中国企業の海外進出が活発になり、また、外国企業の対中国投資が増えるに伴って、中国企業と外国政府、中国政府と外国企業との間の投資紛争について、主にICSID条約による国際投資紛争解決法が見られ始めた。

国際投資仲裁は、その多くが投資紛争解決国際センター（ICSID, International Centre for Settlement of Investment Disputes）によって処理されている。また、BITでは一般に国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL）により設置される臨時仲裁廷および当事者が合意したその他の仲裁機関において処理される。

ICSID仲裁の場合には、ICSID条約53条1項で仲裁判断が当事者を拘束すると規定し、54条1項で締約国に仲裁判断の執行義務を課している。BITなどに基づくICSID仲裁以外の場合には、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（以下、「ニューヨーク条約」という）1条により、仲裁判断の拘束力を承認し、執行をするよう定めている。

今後、ICSID仲裁を利用した投資紛争解決法が増えることが予想される。

以下の表1は、中国企業が対外投資紛争仲裁の当事者になった事案である。表2は、外国企業が中国に投資して生じた紛争につき中国政府を被申立人としてICSIDに仲裁申立てをした事案である。

表1 中国企業（香港、台湾を除く）による ICSID 仲裁申立て

(2017年12月末日まで)

申立人	被申立人	紛争内容	審理状況	根拠	事案 No.
Yza Yap Shum	ペルー	税負債と銀行口座差押え	2011年7月判断（申立人勝訴）	BIT	ARB/07/6
Ping An Life Insurance (Group) Company	ベルギー	株式国有化	2015年4月判断（受理要件を満たさず却下）	BIT	ARB/12/29
Beijing Urban Construction Group Co. Ltd	イエメン	資産収用	審理中	BIT	ARB/14/30
Sanum Investment Ltd	ラオス	ゲーム産業	審理中	BIT	ADHOC/17/1

（出所）<https://icsid.worldbank.org/en/Pages/cases/searchcases.aspx> ほか ICSIC のホームページより作成

表2 中国政府が被申立人となっている ICSID 仲裁

(2017年12月末日まで)

申立人	紛争内容	審理状況	仲裁根拠	事案 No.
Ekran Berhad (マレーシア)	土地の現状復帰	当事者の合意による仲裁取下げ	BIT	ARB/11/15
Ansung Housing Co., Ltd (韓国)	瀋陽の不動産建設	2017年3月判断（申立人敗訴）	BIT	ARB/14/25
Hela Schwarz GmbH (ドイツ)	N/A	審理中	BIT	ARB/17/19

（出所）<https://icsid.worldbank.org/en/Pages/cases/searchcases.aspx> ほか ICSIC のホームページより作成

Ⅲ 国際投資仲裁の論点

ICSID に国際投資仲裁を申し立てる場合の論点として、どのようなことが問題となるか。中国企業が外国政府を ICSID に申し立てた事案から、中国企業が注目する論点を明らかにする。

北京城建集団がイエメン共和国を訴えた事案⁴⁾

①事案の概要

2014年12月3日、ICSID は、公式ホームページで北京城建集団がイエメン共和国を訴えた事案を公表した。紛争事案は、エアターミナル建設に関わるものである。

北京城建集団は、2006年初にサヌア国際空港の新ターミナル工事に関して、正式にイエメン民航気象局の落札通知を受領した。落札額は1.15億ドルである。北京城建集団は、正式に契約に調印したのち、工事着工の準備を進め、工期限内に完成する計画を立てた。当該紛争において申立人の北京城建集団は、被申立人のイエメン共和国が「中華人民共和国政府とイエメン共和国政府の投資奨励・相互保護協定」（以下、「中国-イエメン BIT」という）⁵⁾ に違反し、申立人のイエメンにおける資産を収用したと主張している。

②受理要件

本事案の現時点における争点は、ICSID が

本事案の管轄権を有するか否かである。この判断基準として、(i) 建設工事が「投資」と言えるか否か、(ii) ICSID への申立てが当事者双方の契約、国内法または「中国-イエメン BIT」の合意によるものと言えるか否かがポイントとなる⁶⁾。

争点 (i) については、ICSID はワシントン条約に基づき設立された機関であるが、当該条約には「投資」の定義がなされていないという問題がある。ICSID の仲裁実務において、仲裁廷は「投資」の概念について重要な基準を示した。例えば、本事案と類似した「Salini がモロッコを訴えた事案」⁷⁾において、仲裁廷が示した投資の4つの特性が大きく影響するといえるものである⁸⁾。4つの特性とは、すなわち以下の (a)~(d) の通りである。(a) 資本またはその他の資源が投入されていなければならない。(b) 一定期間以上（通常は2年以上）継続していなければならない。(c) リスクを負担していなければならない。(d) 受入国にとって発展する意義のものでなければならない。上述の4つの特性を本事案に当てはめると、各要素が適合している。北京城建集団は、空港ターミナルの建設に際して資金、労働力などを投入し、プロジェクトは2006年に始まり2年以上継続しており、本件建設プロジェクトの実施過程において北京城建集団は各種のビジネス上のリスクを負っており、本件プロジェクトはイエメンの経済、社会の発展に大きく貢献するものである。したがって、北京城建集団はイエメン空港ターミナル建設プロジェクトに疑いなく投資していると言える。

争点の (ii) については、当事者双方が契約、国内法または「中国-イエメン BIT」により ICSID 仲裁に合意していたか否かである。こ

の問題に関しては多くの論点がある。「中国-イエメン BIT」は、1998年に調印され、2002年に発効した。この BIT によると、双方の紛争で ICSID 仲裁に申し立てることができる場合に2つある。1つは、補償金の徴収に関する紛争である。もう1つは、当事者双方が同意するその他の紛争である。本事案において、イエメン政府の行為または措置が取用でないとするならば、双方の紛争は「別途同意するその他の紛争」に属することになる。イエメン政府の行為または措置が取用であるとするならば、双方の紛争は「取用に関する補償金に関する紛争」に属することになる。いずれも仲裁廷の最終判断を待つことになる。言葉の概念からは、取用と取用補償金は同じ概念ではなく、このことが受入国であるイエメンが管轄権に対する異議申立ての根拠となっている。ただ、これについてはすでに「謝業深がペルーを訴えた事案」及びその他の投資仲裁の実務において判断が示されている。仲裁廷は、管轄権について拡大解釈する傾向にあり、このことは北京城建集団にとって有利である⁹⁾。

③ 審理手続き

ICSID の公式ホームページによると、本事案の審理状況は以下のとおりである¹⁰⁾。

- (i) 2014年12月3日、ICSID は仲裁申立てを受理した。
- (ii) 2015年2月4日、申立人は John Townsend (米国籍) を仲裁人に指名した。
- (iii) 2015年3月10日、被申立人は Zachary Douglas (オーストリア国籍) を仲裁人に指名した。
- (iv) 2015年7月10日、Ian Binnie CC QC

(カナダ国籍)が主席仲裁人に指名された。ここに北京城建集団がイエメン共和国を訴える仲裁事案について、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」第37条第2項(a)の規定により仲裁廷が組織された。

以上は中国企業が外国政府に対して申立てをした場合の論点である。では、外国企業が中国政府に対して申立てをした場合にはどのような論点があるか。以下、この点について検討する。

IV 法的安定性の確保と中国の姿勢

世界最大の投資受入国の1つである中国において、国際投資仲裁判断を執行することができるか。この問題は、対中投資に際してカントリリスクを判断する場合の重要なポイントになる。

ICSID条約は、中国においてどのように履行されるのか。ICSID条約69条は、「各締約国は、必要な立法またはその他の措置を講じ、条約の規定をその領域内で発効させなければならない」と規定している。では、現実に国際投資仲裁において、仲裁機関が投資受入国に対して投資者に給付義務を負わせる仲裁判断を示し、ところが投資受入国がこの仲裁判断を任意に履行しない場合どうすれば良いのか。条約の規定をその領域内で発効させなければならないということは、すなわち国際投資仲裁判断の執行の実効性を確保することは各国の国内法に委ねられるということの意味することになる。

ところが、中国は、国際投資仲裁判断の執行に関してはニューヨーク条約を適用するとしており、そこで「公の秩序」、中国では「社会公共

利益」と言うが、これが大きな問題となる¹¹⁾。現状において中国でICSID仲裁の承認・執行を求めることは難しいと言わざるを得ない。国際商事仲裁判断の承認・執行を求めるよりもハードルが高いということになる¹²⁾。

中国の理論、法制度は未整備である¹³⁾。今後、中国は、ICSIDや国際仲裁機関と協調して、国際投資仲裁に関する理論および立法を検討することが必要である。

この点に関して、中国の姿勢はどうであろうか。

王延妍・李慧君は、「(北京城建集団がイエメン共和国を訴えた)事案は、ICSIDの実質的判断からさらに長い道りを経る必要がある。本事案は多くの注目を浴び、多くの議論がなされることであろう。本事案は、中国が“一带一路”戦略構想を打ち出した後、国内企業が積極的に国際投資紛争仲裁制度を利用し、自らの適法な権利を守ろうという意識に目覚めた典型的な事案である。もしICSIDの最終判断において、中国企業の主張が支持されるとすれば、今後、国内企業の对外投资における紛争解決に対して多くの経験が得られることになる¹⁴⁾」と述べ、ICSID仲裁の利用に積極的である。

では、中国政府が外国企業から仲裁を申し立てられ、被申立人となり、ICSIDが中国政府に不利な仲裁判断、すなわち中国政府に対して外国企業に給付義務を負わせる仲裁判断を示した場合、中国政府はすんなりこの仲裁判断を受け入れるだろうか。この点について、多少の不安がある。

本来は、国際投資仲裁においてICSID条約仲裁以外の仲裁にニューヨーク条約の適用を否定するものではない。中国は、ICSID仲裁もこれ以外の外国機関仲裁のいずれも仲裁判断の

執行については最高人民法院の「我国が加入した“外国仲裁判断の承認および執行に関する条約”（ニューヨーク条約）の執行に関する通知」（1987年1月に正式加入）により同条約を適用するとしている。

このニューヨーク条約は、同条約第5条第2項(b)で「判断の承認および執行がその国の公の秩序に反する」場合には、外国仲裁判断の承認・執行を拒否することを認めている。これにより加盟国が、公の秩序の留保(reservation of public order)を宣言することが認められている。中国は、ニューヨーク条約加盟に際して、公の秩序の留保を宣言している。

そこで、中国は、国内法(民事訴訟法)で外国仲裁判断の拒否事由の一つに「社会公共利益」に反することをあげている(民事訴訟法第273条第3項)。そして、現実には「社会公共利益」に反することを理由に外国仲裁判断の執行を拒否するという事実がある¹⁵⁾。

中国は、「公の秩序」に代えて「社会公共利益」という言葉を使っている。では、「社会公共利益」とは、如何なる意味をもつのか。一般的認識によれば、社会公共利益とは、一国の重大な利益、重大な社会利益、法律の基本的原則および基本的道徳規則をいう。その意味するところは不明確であり、公の秩序に比べてさらに広範な意味がある。「社会公共利益」という用語は容易に議論を引き起こす。

中国は、安易にこの概念により国際投資仲裁判断の執行拒否理由をすべきではない。しかし、国家主義を核心とし、権力至上主義を価値の基本とする中国は、国際経済に関しても権力経済から離れられないようである。主権国の敏感な問題については、主権免除制度をもって逃げ道としようとしている¹⁶⁾。公の秩序の維持

というよりも共産党政権・中央政府および／または地方政府の権力秩序の維持のための口実になっていると思われる。

まとめ

任清は、「北京城建-イエメン事案は重要な試金石であり、その結果は全ての対外工事請負業界に影響を及ぼす¹⁷⁾」と述べている。ICSID仲裁が中国企業に有利に働くことを期待した発言である。

そうであれば、ICSID仲裁の公正・公平性を認容し、逆に外国企業が中国政府を被申立人としてICSID仲裁を申し立て、ICSIDが中国政府に給付義務を課す判断を示した場合にも、自動的に判断に従うのが適当である¹⁸⁾。

中国企業の海外直接投資＝「走出去」(ODI, Outward Foreign Direct Investment。この概念には、グリーンフィールド投資およびM&Aを含める)が、急速に伸びている。中国商務部は、2014年10月に年間対外投資金額は10%の成長が予想され、1,200億ドルになると発表した。対外投資合作5カ年計画も制定し、将来は「海外投資条例」を制定して対外投資を規範化するという。中国の海外投資が増えれば、国際投資仲裁に対する考え方が変わり、先進資本主義国と同様の意識を持つようになるかも知れないと期待する。

[注]

1) この条約 ICSID 条約は、1965年に署名が開始され、1966年に発効した。この条約を適用するために投資紛争解決国際センター(ICSID, International Centre for Settlement of Investment Disputes)が1966年に設立されている。国際投資協定の多くがICSIDを仲裁機関に指定しており、2018年4月26日現在、日本をはじめ162カ国・地域が署名・批准をしている(<https://icsid.worldbank.org/en/Pages/about/Database-of-Member-States.aspx>)。

- 2) 中国は、「一带一路」構想において対外工事請負を増やしたい意向であり、この場合に、①工事請負+融資、②工事請負+融資+経営などの方式を積極的にいき、このために活用できる方式としてBOT (Build-Operation-Transfer: 建設-経営-引渡し) 方式、並びにPPP (Public Private Partnerships: 公共サービスの民間開放のこと) 方式によるものを増やしてきている。とりわけPPPは、経済構造を戦略的に調整しようとするもので、公共サービス、資源環境、生態建設、インフラなどの重点分野で多く利用されそうである。
- 3) 商務部のホームページ (<http://data.mofcom.gov.cn/lywz/inmr.shtml>) より (最終アクセス日: 2018年4月26日)
- 4) 王延妍・李慧君「北京城建集団投資仲裁案」評析及其对我国投資仲裁發展啓示」仲裁与法律, 第130輯, 107-112頁
- 5) 商務部ホームページ <http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/h/at/201002/20100206778924.html> (最終アクセス日: 2018年4月26日)
- 6) Fan Kun, Arbitration in China (2015). Hart Publishing (Portland, US), p. 19
- 7) Salini Costruttori S. p. A. and Italstrade S. p. A. v. Kingdom of Morocco (ICSID Case No. ARB/00/4), <http://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/cases/Pages/casedetail.aspx?CaseNo=ARB/004>, (最終アクセス日: 2015年10月14日)
- 8) 韓宝慶「海外承包工程爭議適用ICSID仲裁的可行性分析—从北京城建集団訴也門共和国案説起」跨国經營, 2015年第3期
- 9) 韓宝慶「海外承包工程爭議適用ICSID仲裁的可行性分析—从北京城建集団訴也門共和国案説起」跨国經營, 2015年第3期
- 10) <https://icsid.worldbank.org/en/Pages/cases/casedetail.aspx?CaseNo=ARB/14/30> (最終アクセス日: 2018年4月26日)
- 11) 社会公共利益の問題の他に、商事留保の問題も指摘できる。この点については、梶田幸雄「国際投資仲裁判断の中国における執行手続上の課題」国際商取引学会年報第17号(1-11頁)を参照いただきたい。
- 12) 企業実務の視点からは、投資に関する紛争について、中国を交渉の席に着かせるという手段の1つとしてICSID仲裁を

- 行い、この過程において仲裁外で和解を図ろうとするという手管が考えられなくてはならない。ただ、これは真つ当な手段ではなく、欧米企業はいざ知らず、日本企業の性格からすると難しいことである。
- 13) 国際投資仲裁判断の執行が担保されていないということについては、必ずしも中国だけの問題ではない。水島は、「執行免除の規則のため、投資仲裁判断の実効的な執行は担保されておらず、自発的な履行をもたらすような制度が整っていない」と言う(水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIETI Discussion Paper Series 13-J-078, 独立行政法人経済産業研究所, 17頁)。
- 14) 王延妍・李慧君「北京城建集団投資仲裁案」評析及其对我国投資仲裁發展啓示」仲裁与法律, 第130輯, 107-112頁
- 15) 国際商事仲裁で社会公共利益に反することを理由に涉外および外国仲裁判断の執行を拒否した事案として、2008年の済南市中級人民法院拒絶承認及執行国際商会仲裁院第13464/MS/JB/JEM号仲裁裁決などがある。詳細は、万額淵=于喜富「中国法院不承認及執行国際商会仲裁院第13464/MS/JB/JEM号裁決述評」『国際経済法學刊』第16卷第3期(北京大学出版社)2009年版、趙秀文「從永寧公司案看公共政策作為我国法院拒絶執行外国仲裁裁決的理由」『法學家』2009年第4期(中国人民大学)を参照。
- 16) Andrew Kui-Nung Cheungは、「社会公共利益は、人民法院が仲裁判断の執行拒否をする場合の逃げ道を与える」と述べている(Andrew Kui-Nung Cheung, Enforcement of Foreign Arbitral Awards in the People's Republic of China, *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 34, Spring 1986, No. 2, pp. 295-347)。
- 17) 任清「国際投資仲裁解決海外工程項目爭議的可行性」財新報網, <http://opinion.caixin.com/2014-12-26/1000768256.html>, (最終アクセス日: 2015年10月14日)
- 18) ただし、国際投資仲裁の実務において、ISDSが申立人である投資家の権利を過度に承認しているのではないかと被申立人の外国政府(および市民)からの懸念もあると指摘されることもある。



文眞堂

〒116-2104 東京都新宿区早稲田 5-33-3 番地
TEL: 03-3302-1840
FAX: 03-3303-0880
URL: <http://www.bunshinsha.co.jp/>



ISBN978-4-8309-4971-5
C3033
A5判・並製・340頁
定価: 3050円+税
2017年11月20日発行

◆日中第一線の研究者陣による最新の研究成果!
郭 四志 編著

中国経済の新時代

成長パターンの転換と日中連携「新時代」の中国は、「現代化した社会主義国」構築という国家目標を果して2035年までに実現できるのか。その力や、目下進行中の経済成長パターンの転換、産業高度化・インベシジョンの成否にある。日中産業の補充・連携の動向・行方もまた注目される。



ISBN978-4-8309-4909-8
C3033
A5判・並製・269頁
定価: 2800円+税
2016年7月15日発行

◆第一線の研究者が、中国の構造改革の実像に迫る!
嚴善平・湯淺健司・日本経済研究センター編

2020年に挑む中国

超大国のゆくえ 短期的な経済の動向だけでは中国の実力は判断できず、中国指導部が目指す方向を見誤ると、将来は予想できない。本書は日中の第一線の研究者がテーマ別に分析、2020年の「100年目標」達成に向けて現在、中国の指導部が何を考え、どのような方向に導こうとしているのかを明らかにする。